

福島県青少年健全育成審議会委員の募集について

福島県では、青少年の健全な育成に関する事項の調査審議及び福島県青少年健全育成条例の規定により定められた事項（優良書籍・映画の推奨、有害興行・図書類・広告物・がん具の指定など）を審議するため、知事の附属機関として福島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会において、県民の皆様から御意見をいただき、県の行政に反映させるために、下記のとおり、審議会の委員の一部を県民の皆様から幅広く募集することといたしました。

様々な分野から、青少年の健全な育成に関心のある方、意欲のある方の応募をお待ちしております。

1 募集人員

1名

2 任期

令和8年10月1日から令和10年9月30日までの2年間

3 審議事項等

審議会の委員は、主に次の事項について調査・審議等を行っていただきます。

- (1) 青少年の健全な育成に関する事項の調査・審議
- (2) 福島県青少年健全育成条例の規定により定められた事項
 - ア 青少年の健全な育成に有益であると認められる優良書籍・映画等の推奨
 - イ 青少年に及ぼす悪影響が強いと判断される有害興行の指定、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害図書類、有害広告物及び有害がん具類等の指定等

4 応募資格

次のすべての要件を満たす方とします。

ただし、国、地方公共団体の議員及び公務員を除きます。

- (1) 満18歳以上（令和8年10月1日現在）であること。
- (2) 青少年問題について関心があること。
- (3) 県内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 平日に開催される審議会（年2回程度）に出席できること。
- (5) 地方公務員法第16条（欠格条項）各号のいずれにも該当しないこと。

5 応募方法

次の書類を【応募・問合せ先】まで、郵送、電子メール送信又は持参してください。

- (1) 応募申込書
※ 福島県子ども・青少年政策課のホームページからダウンロードできます。

- (2) 作文（８００字程度、様式自由、氏名記入）
テーマ 「今、青少年の育成に必要なこと」
※ なお、応募書類については返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

6 募集期間及び留意点

令和８年７月２３日（木）から 令和８年８月２４日（月）まで
なお、応募の際は、応募方法により、以下の点に御注意ください。

- (1) 郵送の場合は、令和８年８月２４日（月）当日消印有効とします。
(2) 電子メールの場合は、令和８年８月２４日（月）午後５時１５分までに、【応募・問合せ先】のアドレスまで送信されたものとします。
(3) 持参の場合は、募集期間内の土曜、日曜及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までの時間に【応募・問合せ先】に持参されたものとします。

7 選考方法

選考は、応募書類による第１次選考、及び面接による第２次選考にて行います。

- (1) 第１次選考（応募申込書、作文）
(2) 第２次選考（第１次選考を通過した方の面接）
ア 面接は令和８年９月上旬に実施します。
イ 実施日時及び会場等の詳細については、第１次選考結果の通知の中でお知らせします。
※ 応募にあたって要する費用（郵送料、面接等に要する交通費など）は自己負担となりますので御了承願います。

8 最終選考結果の通知

令和８年９月中旬頃に郵送により応募者本人あてに通知します。

9 その他

- (1) 審議会に出席した場合は、報酬（勤務１日につき９，２００円）及び旅費（福島県旅費条例に基づく旅費額）をお支払いします。
(2) 会議は、原則として公開で行われます。また、委員の氏名や発言内容について、公表される場合があります。

【応募・問合せ先】

〒９６０－８６７０ 福島市杉妻町２番１６号（県庁西庁舎６階）
福島県こども未来局こども・青少年政策課
電 話 ０２４－５２１－７１８７
ＦＡＸ ０２４－５２１－７７４７
e-mail : kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp